

報告事項 1

損害賠償請求事件等について

このことについて、損害賠償請求事件の訴訟提起及び損害賠償等請求事件への補助参加がありましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成25年7月23日

教 職 員 課

平成 25 年 7 月 23 日  
教 職 員 課

## 損害賠償請求事件について

このことについて、平成 25 年 6 月 24 日付けで名古屋地方裁判所に損害賠償請求事件が提起されました（7 月 2 日訴状送達）ので、報告します。

### 1 当事者

原告 守山区在住の県民（代理人弁護士 9 名）  
被告 元県立高校非常勤講師  
愛知県

### 2 請求の趣旨

- (1) 被告らは、原告に対し、連帯して、471 万 9480 円及びこれに対する平成 22 年 6 月 25 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告らの負担とする。  
との判決及び仮執行の宣言を求める。

### 3 請求の概要

#### 【事件の経過】

平成 22 年 6 月 25 日午前 9 時 25 分ころ、名古屋市守山区の路上において、原告が車道と歩道との間の植え込みの草取り作業していたところ、車道を走行してきた元講師の車両が原告に衝突し、負傷した（右脛骨骨幹部骨折、左足関節内果開放骨折、左腓骨骨幹部骨折、頭部挫創等）。

#### 【被告の責任】

元講師は、前方に歩行者がいる場合は、その動静を注視して自転車を走行させる義務があったのにも関わらず、それを怠り、自転車を原告に衝突させた過失があり、不法行為（民法）による損害賠償責任がある。

また、元講師は、本件事故当時、県立高校に勤務していた。本件事故はその通勤途中に起こした事故であり、元講師の自転車通勤を認めていた愛知県は、使用者責任（民法）に基づき損害賠償責任がある。

#### 【損害】

損害総額 1070 万 7293 円（治療費、入院慰謝料等、うち未払 471 万 9480 円）

### 4 第 1 回口頭弁論期日

平成 25 年 7 月 29 日(月) 午前 10 時

平成 25 年 7 月 23 日  
教 職 員 課

## 土地売買契約の解除に基づく損害賠償等請求事件への補助参加について

このことについて、平成 25 年 3 月 4 日付けで名古屋地方裁判所岡崎支部より訴訟告知書が送達され（3 月 6 日訴訟告知書送達）、県として訴訟参加することとなりましたので、報告します。

### 1 当事者

原 告 岡崎市在住の県民（買主）  
被 告 岡崎市在住の県民（売主）  
（補助参加人：愛知県）

### 2 請求の趣旨

- (1) ①被告は、土地・建物の売買契約の解除に応じ、②売買代金 1800 万円を返還し、③売買に係わる諸費用・損害賠償・慰謝料額合計 6,045,216 円及び④上記②・③に対する訴状送達の日から翌日から支払い完了まで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決及び仮執行の宣言を求める。

### 3 事件の概要

- ① 平成 23 年 7 月、原告は被告から土地と建物を購入したが、当該土地は、隣地の県立学校から重油流出による被害を受けていた。
- ② 原告は、重油汚染の事情を知らずに本件土地を購入しており、当該土地に隠れた瑕疵があったことを理由として、上記のとおり売買契約の解除等、売買代金の返還、その他損害賠償等を求めて提訴した。
- ③ 被告から愛知県に対して、訴訟告知があった。

### 4 訴訟参加の理由

本件損害賠償請求事件の被告より、平成 25 年 3 月 4 日付けで訴訟告知があった。これにより、仮に「当該土地に瑕疵あり」として原告の請求が認められて被告が敗訴すると、次に被告から愛知県に対する請求（国家賠償請求）が予想されるが、その際、訴訟告知の効果として、愛知県は「当該土地に瑕疵がない」と主張できなくなる。このため、愛知県として本件訴訟に参加し、瑕疵なしとの主張をしていく必要がある。

### 5 次回弁論期日

平成 25 年 7 月 30 日（火）午後 1 時 30 分